

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

香取市立小見川東小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

学校はいじめ問題への対処にあたり、全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、保護者等への正確でいねいな説明を行う。

けんかやふざけ合いであっても、児童生徒が感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」と認知する。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、ゲーム機等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導推進委員会を核とした小見川東小学校いじめ対策組織を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。

- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急処の方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は、生徒指導推進委員を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際してはP T A本部役員や学校運営協議会委員も構成員とし、また(5)の緊急処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導に当たる。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

- ① いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し
 - ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
 - ・「S O S の出し方に関する教育」を年間計画の中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に県が作成した指導資料等を活用して実施する。
- ② いじめ防止啓発強化月間での取組
 - ・全校集会で委員会からいじめ防止の呼びかけや、教師からの指導
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットを活用した指導
- ③ 道徳教育及び「いのちを大切にするキャンペーン」等の充実
 - ・全教育活動を通した、道徳教育の推進
 - ・福祉教育の推進

- ・児童会活動、学級活動等、児童の自発的な活動の展開
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・人権教育等の推進
 - ・読書活動の推進
 - ・自己有能感、自己肯定感をもたせる教育の推進
- ④ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
- ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等
- ⑤ 教職員研修の推進
- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
 - ・いじめ防止等に関する事例研修の実施
 - ・「生徒指導の4機能」を重視した分かる授業の展開
 - ＊自己存在感の感受
 - ＊共感的な人間関係の育成
 - ＊自己決定の場の提供
 - ＊安全・安心な風土の醸成（心理的安全性の高い学級づくり）
 - ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施
 - ＊児童のＳＯＳのサインへの気付きと理解
 - ＊「させる」から「支える」生徒指導へ（発達支持的生徒指導）
 - ＊「不適切な指導」の未然防止に向けて（児童の尊厳を守るために）
 - 「その言葉、大人にも言えますか」
 - 「その行為、大人にもできますか」
 - 「一般社会の中で、その行為、その言葉遣いをしますか」
- ⑥ 保護者や地域住民等への啓発活動
- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
 - ・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付
 - ・リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付
 - ・「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付
 - ・道徳の授業の一般公開
 - ・ホームページでの学校いじめ防止基本方針の公開

（２） 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

① 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・日記等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、児童（生徒）の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・セクハラ・体罰アンケートの中の、いじめに関する項目の調査実施
（年5回：5月、7月、9月、11月、1月）
- ・いじめ等児童の悩みについて調査する「みんなの笑顔きらりアンケート」の実施（年5回：5月、7月、9月、11月、1月）
- ・定期的な教育相談の実施（年5回：5月、7月、9月、11月、1月）
→「みんなの笑顔きらりアンケート」等の活用

② 相談体制の整備

- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室や相談室等の相談機能の充実
- ・外部関係諸機関との連携
- ・相談箱の設置（担当者が毎日確認）
- ・いじめについて「話す勇気」の指導
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・保護者や地域住民等への情報提供の働きかけと情報の連絡先の周知
電話番号 82-2391
担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭

（参考） 香取市ほっとダイヤル <教育委員会対応> 電話番号 50-1288

（3）いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従って、組織的に対応する。

以下概要

① いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握
保護者や地域住民等からの相談先
学校電話番号 82-2391

② 初期対応

- ・学校いじめ対策委員会で初期対応の方針の決定
- ・教育委員会への報告と連携
- ・いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ・事実関係を明確にする調査
- ・初期支援（指導）

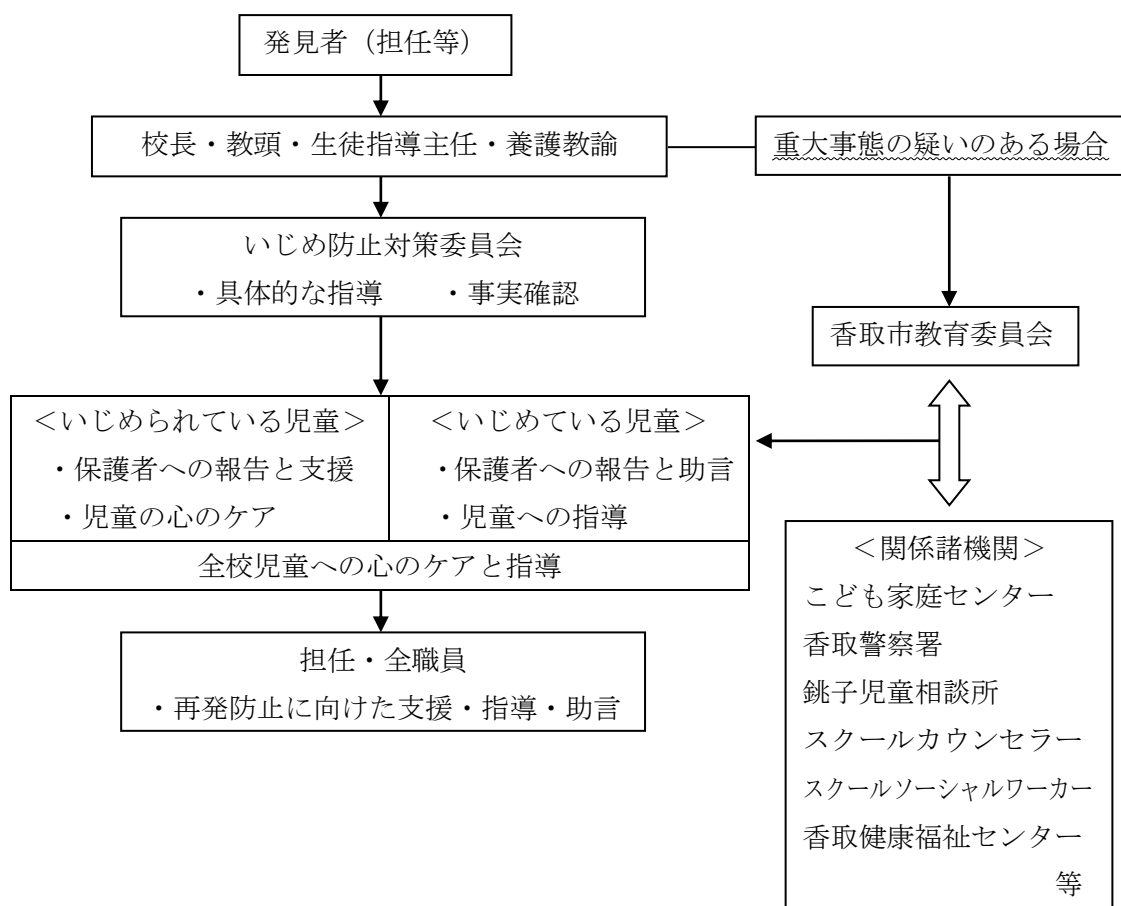
- ③ 二次対応
- ・情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
 - ・保護者への報告と支援・助言
- ④ 長期対応
- ・関係児童の心のケア
 - ・再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言
- ⑤ 重大事態発生時の関係機関との連携

参考）重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第28条より）

（ア）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いと認めるとき

（イ）いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いと認めるとき

報告連絡体制について



6 その他

- （１） 学校いじめ防止基本方針をホームページで公開する。
- （２） 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。

令和7年4月17日変更